

# 平成 25 年対象・26 年報告版

(提出期間：平成 26 年 1 月 1 日～ 3 月 31 日)

## 有害物ばく露作業報告書の書き方

有害物ばく露作業報告の対象物質（17 物質）が定められました。

報告対象物について、年間 500kg 以上の製造・取扱いがある事業場は、例外なく報告が必要です。



# 1. 報告の目的

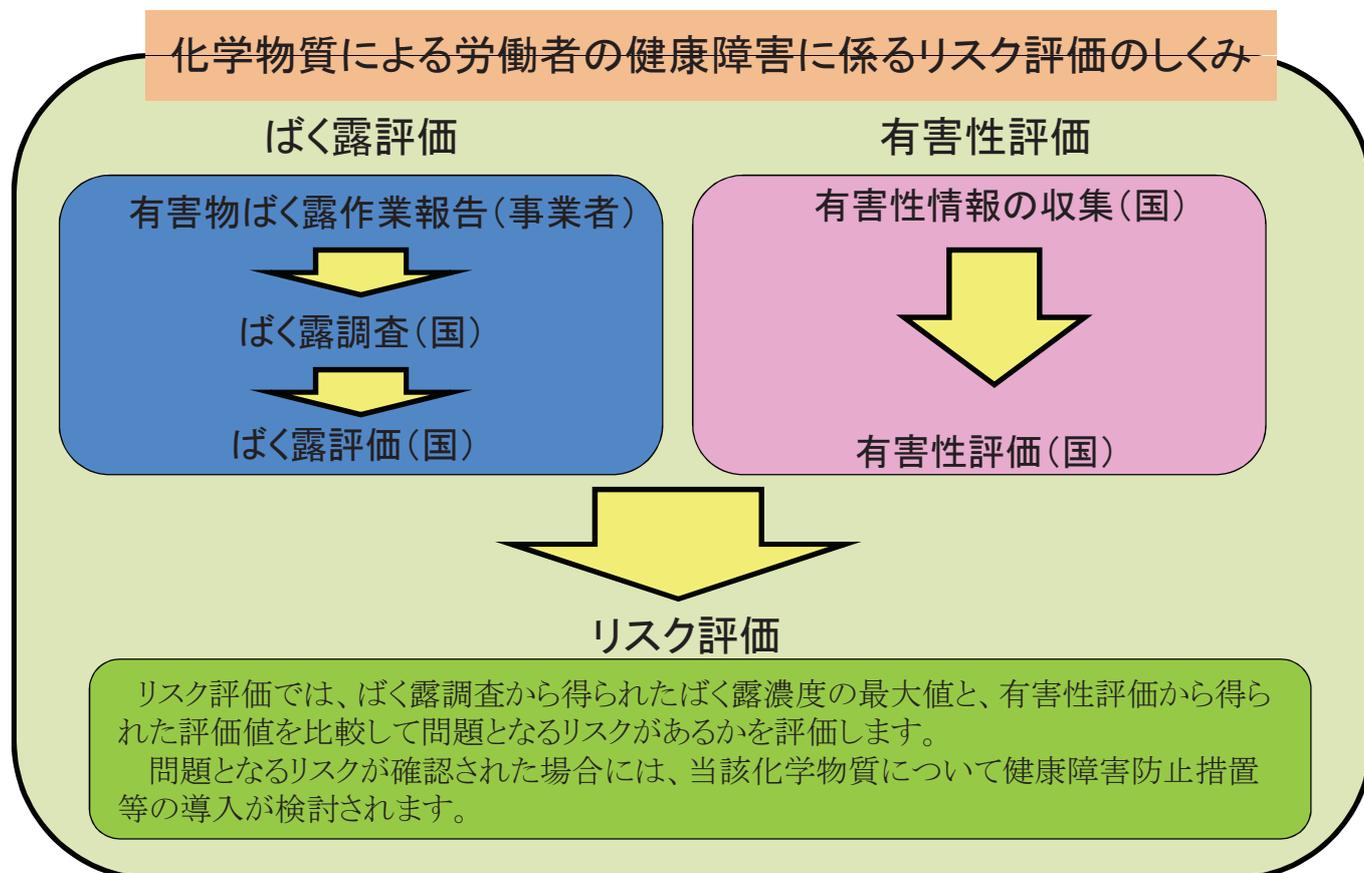
「有害物ばく露作業報告」は、ヒトに健康障害を起こすおそれがある物質として国内外で問題視されている物質（以下「報告対象物質※<sup>1</sup>」という）について、事業者自らが、報告対象物質の製造・取扱いの状況等を調査し、その結果を労働基準監督署に報告するもので法令※<sup>2</sup>に定められた報告です。

厚生労働省では化学物質による労働者の健康障害のリスク評価※<sup>3</sup>を実施しています。リスクの高い作業の把握や、その原因の解析を行い、これに基づき適切な健康障害の防止の措置を検討します。報告いただいた情報は、このリスク評価に活用されます。

事業者の方々には、当該報告の趣旨をご理解いただき、労働者の健康を守り、また、事業者のリスクアセスメントの一環として、有害物ばく露作業報告を提出してください。

- ※1 各物質の情報はp. 3~4を参照
- ※2 p. 11を参照
- ※3 リスク評価のしくみは、下図を参照

## 化学物質による労働者の健康障害に係るリスク評価のしくみ



※ 詳細は、「ばく露評価ガイドライン」に記載されております。  
(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s01115-4a.pdf>)

## 2. 報告の概要

### ●報告が必要な事業者

報告対象期間において、報告対象物質毎に500kg以上\*製造、又は取扱った事業場における事業者の方は、報告が必要です。

製造、又は取り扱いが短時間でも、また発散抑制等の措置を講じた場合でも、ばく露の可能性がありますので、すべからく報告してください。

※ 報告対象物質を含有する製剤の場合は、この製剤の「製造、又は取り扱い量」×「報告対象物質の含有率」を計算し、その値が500kg以上になる場合には報告が必要になります。

### ●報告対象期間

平成25年の1年間（平成25年1月1日～12月31日）の作業について、平成26年1月1日～3月31日の間に報告してください。

### ●報告対象物質

報告対象物質はp3～4の17物質です。

### ●報告の手順

① 報告書の用紙を最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局から入手するか、厚生労働省ホームページから印刷してください。

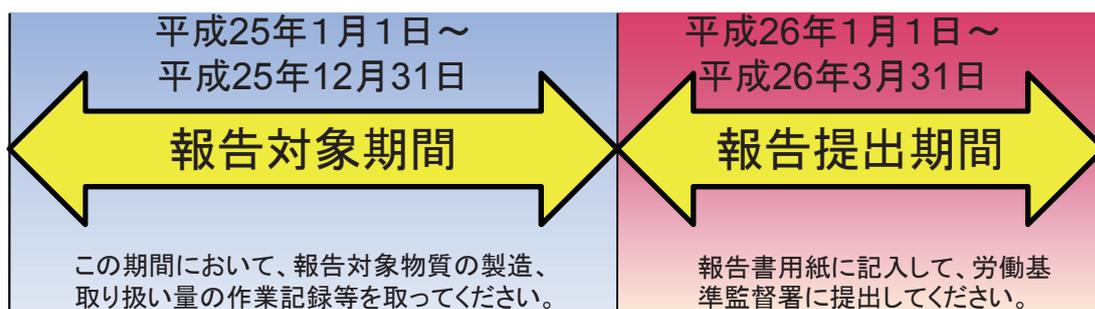
([http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki\\_jun/anzeneisei36/21.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/anzeneisei36/21.html))

② 「4. 報告書の書き方 (P.5～6)」に従って、報告書を作成します。

③ **平成26年1月1日～3月31日**の間に事業場の地域を管轄する労働基準監督署に、報告書を提出してください。

※ 電子申請によって手続きを行う場合は、電子政府の総合窓口(e-Gov) (<http://www.e-gov.go.jp/>)を参照してください。

### ★報告スケジュール



### 3. 報告対象物質

	物質名 (CAS No)	【コード番号】※ 報告を要しない含有率	主な別名	有害性情報 (生殖毒性評価、神経毒性評価等、 管理濃度、許容濃度等)	用途の例 (原料等)
1	カーボンブラック (1333-86-4)	【152】 0.1%未満	アセチレンブラック、 チャンネルブラック、 ファーンズブラック	IARC(発がん性): 2B ・長期又は反復ばく露による肺の障害 ACGIH: 3mg/m <sup>3</sup> (インハラブル粒子) 産衛学会: 第2種粉じんとして総粉じん 4mg/m <sup>3</sup> 、 吸入性粉じん 1mg/m <sup>3</sup>	ゴム補強剤、樹脂・印刷インキ・ 色素・高圧ケーブル・通信ケーブ ル・伝導性材料などの配合原料、 各種電池材料、樹脂用添加剤
2	クロロホルム (67-66-3)	【153】 0.1%未満	トリクロロメタン、ト リクロロホルム	IARC(発がん性): 2B GHS: 神経毒性「区分1」 ・肝臓、腎臓の障害 ・長期又は反復ばく露による中枢神経系、腎臓、肝 臓、呼吸器の障害 管理濃度3ppm、ACGIH: 10ppm 産衛学会: 3ppm、14.7mg/m <sup>3</sup>	フッ素系冷媒、フッ素樹脂の製造、 医薬品(麻酔剤、消毒剤)、溶剤、 有機合成、アニリンの検出、血液 防腐用、半導体用高純度ガス
3	四塩化炭素 (56-23-5)	【154】 0.1%未満	テトラクロロメタン、 パークロロメタン	IARC(発がん性): 2B GHS: 神経毒性「区分1」 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い ・中枢神経系、肝臓、腎臓の障害 ・長期又は反復ばく露による肝臓、腎臓呼吸器の障 害のおそれ 管理濃度5ppm、ACGIH: 5ppm、産衛学会: 5ppm	試験研究、分析 (特定物質の規制等によるオゾン 層の保護に関する法律対象物 質)
4	1, 4-ジオキサ ン (123-91-1)	【155】 0.1%未満	パラ-ジオキサン、 エチレングリコー ルエチレンエーテ ル、ジエチレンオ キシド	IARC(発がん性): 2B GHS: 神経毒性「区分1」 ・中枢神経系の障害 ・長期又は反復ばく露による腎臓、肝臓、中枢神経 系、呼吸器の障害のおそれ 管理濃度10ppm、ACGIH: 20ppm 産衛学会: 10ppm、36mg/m <sup>3</sup>	セルロースエステル類、セルロー スエーテル類の溶剤、有機合成 反応・抽出溶剤、試薬用、塩素系 有機溶剤の安定剤、洗浄剤の調 整用溶剤、繊維処理・染色・印刷 時の分散・潤滑剤
5	1, 2-ジクロロ エタン (107-06-2)	【156】 0.1%未満	二塩化エタン、エ チレンジクロリド、 二塩化エチレン	IARC(発がん性): 2B GHS: 神経毒性「区分1」 ・中枢神経系、血液、肝臓、腎臓、呼吸器、心血管系 の障害、 ・長期又は反復ばく露による神経系、肝臓、甲状腺、 腎臓、血液の障害 管理濃度10ppm、ACGIH: 10ppm 産衛学会: 10ppm、40mg/m <sup>3</sup>	工業用化学薬品(溶剤、塩化ビ ニル製造のための中間体)、殺 虫剤の燻蒸剤、食品加工での溶 剤
6	ジクロロメタン (別名二塩化メ チレン) (75-09-2)	【157】 0.1%未満	メチレンジクロリド、 塩化メチレン、二 塩化メチレン	IARC(発がん性): 2B GHS: 神経毒性「区分1」 ・中枢神経系、呼吸器の障害、長期又は反復ばく露 による中枢神経系、肝臓の障害 管理濃度50ppm ACGIH: 50ppm 産衛学会: 50ppm、170mg/m <sup>3</sup>	ペイントはく離剤・プリント基板洗 浄剤・金属脱脂洗浄剤・ウレタン 発泡助剤・エアゾール噴射剤・ポ リカーボネートの反応溶媒・冷 媒・ラッカー用・織物及び皮革・香 料の抽出・分析用・リノリウム・イ ンキ低沸点用有機溶剤
7	ジボラン (19287-45-7)	【158】 1%未満	ボロエタン、ボロン ハイドライド、ジボ ロンヘキサハイド ライド	GHS: 神経毒性「区分1」 ・長期又は反復ばく露による呼吸器系、神経系の 障害 ACGIH: 0.1 ppm、産衛学会: 0.01 ppm、0.012 mg/m <sup>3</sup>	エピタキシャルシリコンやドーブ した酸化シリコンのデポジション、 イオン注入のためのP型ドーパ ント
8	N, N-ジメチル ホルムアミド (68-12-2)	【159】 0.1%未満	ホルミルジメチル アミン	労働安全衛生法第57条の5に基づく国によるがん原 性試験の結果、実験動物でがんの発生が確認され た物質 GHS: 生殖毒性「区分1B」 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ 管理濃度10ppm、ACGIH: 10ppm 産衛学会: 10ppm、30mg/m <sup>3</sup>	合成皮革製造溶媒、電子工業用 洗浄剤、ブタジエン抽出溶媒、有 機合成反応溶媒
9	スチレン (100-42-5)	【160】 0.1%未満	フェニルエチレン、 エチルベンゼン、 スチロール	IARC(発がん性): 2B GHS: 生殖毒性「区分1B」 GHS: 神経毒性「区分1」 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ・中枢神経系の障害 ・長期又は反復ばく露による呼吸器系、神経系、血 液系、肝臓の障害 管理濃度20ppm、ACGIH: 20ppm 産衛学会: 20ppm、85mg/m <sup>3</sup>	ポリスチレン樹脂、合成ゴム、不 飽和ポリエステル樹脂、AS樹脂、 合成樹脂塗料

	物質名 (CAS No)	【コード番号】※ 報告を要しない含有率	主な別名	有害性情報 (生殖毒性評価、神経毒性評価等、 許容濃度等)	用途の例 (原料等)
10	テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン) (127-18-4)	【161】 0.1%未満	パークレン、1, 1, 2, 2-テトラクロロエチレン、エチレンテトラクロリド	IARC(発がん性): 2A GHS: 神経毒性「区分1」 ・神経系、呼吸器、肝臓の障害、 ・長期又は反復ばく露による神経系、肝臓、呼吸器の障害 管理濃度50ppm、ACGIH: 25ppm 産衛学会: 検討中	ドライクリーニング用、金属の脱脂洗浄および乾燥剤、一般溶剤、抽出剤、駆虫剤、トリクロロ酢酸の製造原料
11	1, 1, 1-トリクロロエタン (71-55-6)	【162】 0.1%未満	メチルクロロホルム、メチルトリクロロメタン、クロロテン	労働安全衛生法第57条の5に基づく国によるがん原性試験の結果、実験動物でがんの発生が確認された物質 GHS: 神経毒性「区分1」 ・心臓、中枢神経系の障害 ・長期又は反復ばく露による肝臓、心臓、中枢神経系の障害 管理濃度200ppm、ACGIH: 350ppm 産衛学会: 200ppm、1100mg/m <sup>3</sup>	試験研究・分析 (特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律対象物質)
12	トリクロロエチレン (79-01-6)	【163】 0.1%未満	1, 1, 2-トリクロロエテン、1, 1, 2-トリクロロエチレン、トリクレン	IARC(発がん性): 1 (vol106) GHS: 生殖毒性「区分1B」 GHS: 神経毒性「区分1」 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ、 ・長期又は反復ばく露による中枢神経系の障害 管理濃度10ppm、ACGIH: 10ppm 産衛学会: 25ppm、135mg/m <sup>3</sup>	金属機械部品などの脱油脂洗浄、フロンガス製造、溶剤、羊毛の脱脂洗浄、皮革・膠着剤の洗剤、繊維工業、抽出剤、繊維素エーテルの混合
13	パラクロロアニリン (106-47-8)	【164】 0.1%未満	4-クロロアニリン、パラクロロアミノベンゼン	IARC(発がん性): 2B GHS: 神経毒性「区分1」 ・血液系、中枢神経系の障害 ACGIH、産衛学会: 未設定	ナフトールAS-E( $\beta$ -オキシナフトエ酸とp-クロロアニリン)・ナフトールAS-LBの中間体
14	パラニトロクロロベンゼン (100-00-5)	【165】 0.1%未満	p-クロロニトロベンゼン、1-クロロ-4-ニトロベンゼン	労働安全衛生法第57条の5に基づく国によるがん原性試験の結果、実験動物でがんの発生が確認された物質 管理濃度0.6mg/m <sup>3</sup> 、ACGIH: 0.1ppm 産衛学会: 0.1ppm、0.64mg/m <sup>3</sup>	染料、農業、酸化防止剤、オイル添加剤、抗マラリア薬およびゴム薬品
15	ビフェニル (92-52-4)	【166】 1%未満	ジフェニル、フェニルベンゼン	労働安全衛生法第57条の5に基づく国によるがん原性試験の結果、実験動物でがんの発生が確認された物質 GHS: 神経毒性「区分1」 ・長期又は反復ばく露による肝臓、呼吸器、神経系の障害 ACGIH: 0.2ppm、産衛学会: 未設定	熱媒体、染色助剤
16	2-ブテナール (4170-30-3)	【167】 0.1%未満	ブタ-2-エナール、クロトンアルデヒド、プロピレンアルデヒド、 $\beta$ -メチルアクロレイン	労働安全衛生法第57条の5に基づく国によるがん原性試験の結果、実験動物でがんの発生が確認された物質 ACGIH: STEL0.3ppm(C)、産衛学会: 未設定	ブタノール、ブチルアルデヒド等の合成原料
17	メチルイソブチルケトン (108-10-1)	【168】 1%未満	イソブチルメチルケトン、4-メチル-2-ペンタノン	IARC(発がん性): 2B (vol.101) GHS: 神経毒性「区分1」 ・長期又は反復ばく露による神経系の障害 管理濃度20ppm、ACGIH: 20ppm 日本産衛学会: 50ppm、200mg/m <sup>3</sup>	硝酸セルロース・合成樹脂カッティング溶媒、塗料・インク・接着剤溶剤

※それぞれの物質を含有する混合物において、「報告を要しない含有率」に該当する作業については、報告の必要がありません。

【参照】

- ・GHS: 「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」(国連勧告)。個々の化学物質について、危険有害性の分類項目ごとに、それぞれの危険有害性の程度を区分し、その区分に応じた絵表示、注意喚起語、危険有害性情報等を表すこととされています。
- ・ACGIH: 米国産業衛生専門家会議が勧告値として発表している許容濃度(ほとんどすべての労働者に健康上の悪影響がみられないと判断される濃度)
- ・産衛学会: 日本産業衛生学会が勧告値として発表している許容濃度

(GHS、日本産衛学会、用途の例等については、厚生労働省モデルMSDSの情報を参照しています。)



別表:1

コード	用途
01	ばく露作業報告対象物の製造
02	ばく露作業報告対象物を含有する製剤その他の物の製造を目的とした原料としての使用 (コード11に掲げるものを除く。)
03	製剤等の性状等を安定させ、又は変化させることを目的とした、触媒として、又は安定剤、 可塑剤、硬化剤、難燃剤、乳化剤、可溶化剤、分散剤、加硫剤等の添加剤としての使用
04	溶剤、希釈又は溶媒としての使用
05	洗浄を目的とした使用
06	表面処理又は防錆(せい)を目的とした使用
07	顔料、染料、塗料又は印刷インキとしての使用
08	除草、殺菌、殺虫、防腐、漂白、脱臭、剥(はく)離等を目的とした使用
09	試薬としての使用
10	接着を目的とした使用
11	建材の製造を目的とした原料としての使用
12	その他

別表:2

コード	ばく露作業の種類
30	印刷の作業
31	搔(か)き落とし、剥(はく)離又は回収の作業
32	乾燥の作業
33	計量、配合、注入、投入又は小分けの作業
34	サンプリング、分析、試験又は研究の作業
35	充填(てん)又は袋詰め作業
36	消毒、滅菌又は燻(くん)蒸の作業
37	成型、加工又は発泡の作業
38	清掃又は廃棄物処理の作業
39	接着の作業
40	染色の作業
41	洗浄、払しよく、浸漬又は脱脂の作業
42	吹付け塗装以外の塗装又は塗布の作業
43	鑄造、熔融又は湯出しの作業
44	破碎、粉碎又はふるい分けの作業
45	はんだ付けの作業
46	吹付けの作業
47	保守、点検、分解、組立又は修理の作業
48	めつき等の表面処理の作業
49	ろ過、混合、攪(かく)拌(はん)、混練又は加熱の作業
50	その他

(注意) 用途が同一であるばく露作業報告対象物等について、作業の種類、対象物等の名称、1回当たりの製造・取扱い量、物理的性状等(年間製造・取扱い量及びばく露作業従事者数を除く)のいずれかの報告の内容が異なる場合又は成分が異なる場合は、これらのばく露作業報告対象物等の用途は、それぞれ別の用途として段を分けて記入してください。

## 5. Q&A

### 【報告の必要性】

問1 報告した情報は、どのように利用されるのですか。

(答) 労働者の健康被害を防止するための、国が行う化学物質のリスク評価に利用されます。リスク評価の状況、結果については、厚生労働省ホームページ等で公表します。なお、企業ノウハウ等に該当する情報は公開されることはありません。

問2 局所排気装置を設置したり、呼吸用保護具を着用しているのに、報告対象物質を吸い込んでいないと思いますが、報告する必要がありますか。

(答) 報告は必要です。本報告は、法令に基づき、報告対象物質を年間500kg以上製造、又は取り扱うことによりばく露するおそれのある作業に従事させた場合に必要とされていますが、ばく露については発散抑制等の措置を講じた作業や短時間の作業であっても、ばく露が無いと判断できない場合が多いため、500kg以上の取扱いがある場合には、報告が必要です。

問3 輸入代行を業としており、書面の手続きのみを行い、直接報告対象物質を触らない場合には、報告する必要がありますか。

(答) 報告対象物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散によるばく露がないことが前提ですが、報告は不要です。

問4 報告対象物質が、工場プラント内の密閉化された状態で化学反応が進む過程の途中のみにおいて生成し、消滅する場合や冷媒等として密閉化状態で使用される場合に報告する必要がありますか。

(答) 報告は不要です。ただし、冷媒等の定期的な補充・交換、対象化学物質のサンプリング、反応槽、配管等の清掃・点検等の作業を行う場合は、報告が必要です。

問5 平成24年対象、25年報告版で報告対象であった15物質(アクリル酸メチル等)については、26年も報告する必要がありますか。

(答) 平成25年報告版の15物質については、26年1月以降に引き続き報告する必要はありません。(24年1月1日から同年12月31日までの1年間に行われた作業を25年1月1日から同年3月31日までの間に報告する必要はありません。)

問6 報告対象物質を輸送する作業や、倉庫で保管する作業についても、報告する必要がありますか。

(答) 報告が必要な場合があります。例えば、輸送におけるタンクローリーから貯蔵タンクへの受け入れ作業や、倉庫における貯蔵タンクへの充填作業などにおいて、漏えいによってばく露の可能性が無いと判断できない場合が多いためです。ただし、堅固な容器に充填され開封せずに移動させるのみの場合など、外に漏れるおそれが一切ないと判断される作業については報告する必要はありません。

問7 報告対象物質を試験研究用に使用していますが、報告は必要ですか。

(答) 対象期間における報告対象物質の製造又は取扱量が500kg以上の場合には、試験・研究における作業であっても、報告が必要です。

問8 クロロホルム等有機溶剤中毒予防規則の対象物質についても、報告の必要がありますか。

(答) 有機溶剤中毒予防規則の対象物質についてもリスク評価を行う必要がありますので、報告が必要です。

問9 「1, 2-ジクロロエタン」が報告対象物質とされていますが、異性体の「1, 1-ジクロロエタン」は報告する必要がありますか。(「1, 1, 1-トリクロロエタン」が報告対象物質とされていますが、異性体の「1, 1, 2-トリクロロエタン」は報告する必要がありますか)

(答) 異性体について、報告は不要です。

問10 農薬・殺虫剤・消毒剤の成分として対象物質が入っている場合、報告の必要がありますか。

(答) 成分として報告対象物質が入っている場合には、当該成分に換算した製造又は取扱い量が500kg以上となる場合に、それらを製造、運搬、販売、使用する事業者は報告が必要です。また、農業経営者が雇用した労働者に農薬等を使用させた場合も必要です。ただし、農業経営者自らが農薬を使用する場合は報告は不要です。

問11 リスク評価結果は、報告した事業者にフィードバックされるのですか。

(答) 報告件数が数万件に及ぶことから、報告した事業者個別に直接リスク評価結果をフィードバックすることは困難ですが、事業者の方から照会をいただいた際には回答させていただきます。なお、照会は厚生労働省労働基準局化学物質評価室までお願いします。(代表03-5253-1111)

## 【報告の様式や記載方法など】

問12 報告様式はどこにありますか。

(答) お手数ですが、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki/jun/anzeneisei36/21.html>) から印刷するか、都道府県労働局、労働基準監督署から様式を入手してください。

問13 同じ労働基準監督署管内の地域にある複数の工場における作業をまとめて報告書に記入することはできますか。

(答) まとめることはできません。地域を管轄する労働基準監督署管内に複数の工場があっても、工場別に報告書を作成する必要があります。なお、工場内に複数の作業場がある場合には、工場単位で報告することが可能です。

問14 「作業1回当たりの製造・取扱い量」の作業1回当たりとはどういったものですか。

(答) 作業1回とは、ばく露作業を開始してから当該ばく露作業を中止又は終了するまでの間を意味します。例えば、作業Aが20分連続して行われ、その後、休憩又は別の作業で中断された後、作業Aが10分連続して行われるような場合は、作業Aは2度実施されたこととなります。そのときの製造・取り扱い量については作業時間に拘わらず、製造・取り扱い量の多い量を記入してください。

問15 同じ作業であっても、作業や製品(ロット)ごとに、対象化学物質の含有率や取扱量が変化する場合、「作業1回あたりの製造・取扱量」はどのように算出すればよいですか。

(答) 「作業1回あたりの製造・取扱量」は報告対象物質の「含有率」×「取扱量」で算出してください。作業や製品(ロット)ごとに、含有率や取扱量が変わる場合には、これら作業の中で算出された値のうち、最大の量を記入してください。

問16 表示やSDSに記載された報告対象物質の含有率に差がある場合、「作業1回あたりの製造取扱量」の算出に用いる含有率はどのように求めたらよいですか。

(答) 含有率に差がある場合は、その平均値等を用いて算出してください。

## 【リスク評価】

問17 提出された報告を使用して、どのように化学物質のリスク評価が行われるのですか。

(答) 化学物質による労働者のリスクとは、「化学物質の有害性の強弱」と「労働者が作業を通じて化学物質にさらされる量の多少」によって決まります。化学物質の有害性（毒性）を評価して評価値を定めるのが「有害性評価」です。一方、作業を通じてどのくらい対象物質を吸入したり、吸収するかを評価し、ばく露量を推定するのが「ばく露評価」です。提出いただいた報告は、この「ばく露評価」に活用されます。「有害性評価」と「ばく露評価」の両者を比較して、問題となるリスクがあるかを評価します。（p. 1の図を参照）

問18 ばく露評価において、保護具の装着の有無は考慮しているのですか。また、事業場の選定に当たって、労働者の性別を考慮しているのですか。

(答) 保護具の装着の有無については、ばく露評価において考慮しています。また、今回の報告対象物質には、「生殖毒性」のある物質もあり、性別により影響が異なるような物質を取り扱う場合にあっては、事業場における労働者の男女比等を考慮していく予定です。

問19 日常作業ではないが、年間何回か発生するメンテナンスなど非定常的な作業についてもリスク評価の対象としているのですか。また、500kg未満の少量製造・取扱い作業についてもリスク評価の対象としているのですか。

(答) 非定常的な作業についても、定期的実施されるような作業であれば、リスク評価の対象となります。また、必要に応じて、少量製造・取扱い作業を行っている事業場についても追加してばく露調査を実施することとし、関係業界団体等との連携・協力の下、製造・取扱いに関する情報提供のあった事業場において実施することがあります。

問20 今回の報告書様式は、「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」にあるばく露推定モデルとして活用できるのですか？

(答) この報告書様式は、ばく露推定モデル「コントロール・バンディング」を活用することができます。それにより、労働者に高いばく露作業があるかどうかを推定することができます。平成21年12月に策定した「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」においては、作業実態調査の対象事業場を選定する方法として紹介していますので、厚生労働省HPを参照してください。

\* 「コントロール・バンディング」は、化学物質を取り扱う作業ごとに、「物質の有害性」「揮発性／飛散性」「取扱量」の3要素によって、リスクを4段階に区分できるツールです。ILO（国際労働機関）等の国際機関においても、活用が推奨され、我が国のリスクアセスメント手法としても採用されています。リスクアセスメントにも役立ててください。なお、3要素は、ドイツ方式では「短時間ばく露」「制御措置」を加えた5要素となります。

(労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン)

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/d1/s0115-4a.pdf>

## ○ 関係法令

### ○ 労働安全衛生法（抜粋） （報告等）

第百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、登録製造時等検査機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

### ○ 労働安全衛生規則（抜粋） （有害物ばく露作業報告）

第九十五条の六 事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物のばく露の防止に関し必要な事項について、[様式第二十一号の七](#)による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

## ○ お問い合わせ

このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお願いします。

所在地の案内、連絡先は、厚生労働省HP

( <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku> )

で確認できます。

このパンフレットは厚生労働省HP ( <http://www.mhlw.go.jp/index.shtml> ) から参照いただけます。

平成25年1月作成